

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 田中 豊

立花 武子

馬場 隆

並河 愛子

苗村 活代

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

去る12月6日、特定秘密保護法案が参議院本会議で自民・公明の賛成により可決された。衆議院でも参議院でも強行採決に次ぐ強行採決で、憲政史上まれにみる暴挙である。法成立後の世論調査でも、反対が51%と多数を占め、76%が国会での論議が不十分と答えている。こうした国民多数の声を踏みつけにする暴挙は許されない。

特定秘密保護法は、第一に、何が秘密かも秘密とされ、どんな行政情報も「特定秘密」と指定すれば、半ば永久的に国民に隠し続けることができる。

第二に、「特定秘密」を故意であれ、過失であれ、漏らした公務員に重罰を科し、秘密とは知らず秘密を知ろうとした国民も処罰する。未遂でも、共謀、教唆、扇動しただけでも罰せられる。

第三に、国政調査権を侵害し、「特定秘密」の指定や解除を監察する機関の設置も実効性はなく、法の根幹を変えないものである。

つまり、憲法に定められた国民主権、基本的人権、平和主義の原則を根底から踏みにじる違憲立法であり断じて認められない。

よって、亀岡市議会は、特定秘密保護法の撤廃を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣